モニタリング

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	政府調達に係る苦情処理	担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	
	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協議る。	政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進	
施策の目標 (最終アウトカム)	政府調達苦情申立てに対して適切に対応する。	事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)	
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

※ 数字に〇を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値		施策の進捗状況(実績値)				測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
	州上扫 综				目標年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	別と相信の選と垤田及び日信値・日信 中侵の設定の依拠
天量白	紛争当事者が裁判所に 提起した訴訟のうち、当 該訴訟の確定判決の中 で、委員会の協定違反 の解釈について、委員 会の判断の趣旨と異な る判断が下された件数	O件	令和元年度	0件	令和3年度	<u></u> (申立て0件)	<u></u> (申立て0件)	0件 (申立て1件)	0件 (申立て1件)	— (申立て0件)	既存の指標では、政府調達苦情検討委員会の検討結果である提案を苦情申立人、調達機関、利害関係者が受け入れることが成果となっていた。しかし、当室の役割はあくまで「協定違反があるかどうか」という観点から提案を行うものであり、受け入れられるための提案を目指しているわけではないため、令和3年度から当該指標を変更した。

	参考指標		参考指標の選定理由				
少与拍标 ————————————————————————————————————		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	参与相信の選定項出 ジャン・シャン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1 苦情処理件数	0件	0件	1件	1件	0件	政府調達に係る苦情処理についての状況を 表すのに有効であるため。

施策に関連する事業	令和3年度行 政事業レビュー 事業番号	予算額·執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額	事業の概要
(開始年度) 		30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
政府調達苦情処理の推 1 進に必要な経費 (平成8年度)	0011	3	3	2	2	・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行
(十城0千段)		0.7 0.6	0.3		う。	
計		3	3	2	2	
п		0.7	0.6	0.3		